

初めての参加大歓迎!! 多くの人参加がオウムを追い込んでいく。

第16回 抗議デモ・学習会

5月17日(土)

●抗議デモ 2:00集合 2:20出発 烏山区民センター広場

●学習会 3:00開会 烏山区民センターホール

講演

「オウム真理教」と戦後日本

地下鉄サリン事件は、死者 12 人・負傷者 5510 人の史上最悪の無差別大量殺人事件として、日本のみならず世界に衝撃を与えた。しかし、当時のマスコミ・テレビの報道は、事件前も事件後も、不可解な程に、オウムに同情的であり、シンパシーすら感じさせる番組もあった。そのような態度がオウムを増長させていった。しかし何故メディアにそのような態度

があるのか考察してみると、どうやらオウム真理教は『戦後日本の病巣』が生み落とした鬼子であり、社会全体にオウムの病が蔓延しているとも言えるのではないかと。公共心の欠如・歪んだプライドによる独善性・世間に対するルサンチマン・高い知能の裏腹の幼児性。これらの要素はオウムに極端に現出したが、それを生み出した土壌が戦後日本にあるのではないかと。



講師 上島嘉郎氏 雑誌「正論」編集長兼編集部長

略歴(自己紹介)

昭和 33 年信州伊那谷生まれ。青春時代は伊予松山で空手修行や映画鑑賞、読書などに明け暮れる。平成 3 年産経新聞入社。サンスポ編集局整理部を経て一時「脱落」し、平成 10 年に復社。以後、雑誌「正論」編集部。坂本龍馬のように生きていたいと思ひ、今やその没年をはるかに超えてしまいました。

主催：烏山地域オウム真理教(現アレフ)対策住民協議会

共催：世田谷区

私たちの監視活動

オウム教団が烏山に本部を置いてから 8 年が経過し、未だに 100 人以上の信者が居住しています。しかも、現在は「アーレフ」「ひかりの輪」という 2 つの集団に分かれて活動を続けているのです。

私たちは、常に 2 つの危険な集団の中で不安な生活を送っています。自分たちの手で安心、安全な生活を守るため平成 12 年 12 月に「烏山地域オウム真理教対策住民協議会」を立ち上げ、翌年 13 年 3 月 9 日に監視小屋を設置して監視活動を開始しました。

雨の日も、風の日も、雪の降る中でも、1 年三六五日続けてきました。振り返ってみると、これはすごい事だと実感しています。町会・自治会、青少年地区委員会、商店街、地域の小・中学校の PTA など多くの人たちの力が支えて来ました。

協力する人たちの高齢化や子育て中、忙しさの中での PTA の皆さん、それでも危険な行為から子どもを守るためならと協力を申し出ています。監視中の私たちに「苦勞さん」「ありがとう」皆さんのお陰でオウム教団は、烏山で過激な行動をしないでいるみたいですね」など声をかけてくれる人たちがいて、とても嬉しくはげみです。

平成 20 年 3 月 31 日オウム教団の破産手続きが終了しました。一九九

六年から 12 年間に及んだ破産手続きは「被害者の救済」と「教団封じ」という大きな役割を果たしてきたと言えます。

それでも教団が被害者に支払うべき約 38 億円のうち約 25 億円は未払いのままです。

国が未払い分全額を補償し、被害者の救済に当たって、教団から取り立てないかぎりには、「教団封じ」すなわち教団の監視がなされなくなるのです。破産手続き終了で教団の活動が、



野放し状態になったらと私たちは、恐怖を感じ生活の不安をつのらせてしまいます。

国の法的処置や団体規制法の存続、観察処分期間更新の運動を続けながら、私たちの手で出来ることそれが監視活動です。

オウム教団の監視活動はもともと身近な所での「教団封じ」になっています。

いろんな問題を解決しながら、地域の皆さんの力に支えられながら、続けていきたいと願っています。

「観察処分」期間更新、「団体規制法」存続の署名にご協力ください

昨年5月にオウム真理教は分裂し「アーレフ」と「ひかりの輪」へと名称が変更になりました。「アーレフ」は元教祖、麻原彰晃（死刑確定）への崇拝を一層強め、猛毒サリンを使い無差別大量殺人を犯したことを反省せず、危険な教義にしがみついています。一方、上祐史裕率いる「ひかりの輪」は危険な教義は破棄したと麻原からの決別を宣言しています。ホームページでも無差別大量殺人への反省や「ひかりの輪」独自の教義を掲載しています。しかし、麻原の写真を大切に飾っている信者がいたり「聖地巡礼」を行いセミナーで支援者から高額なお布施を取る行為などは、昔の麻原の手法と何ら変わりません。オーバーアクションな宣伝で危険な団体でないことを覆い隠す姿は、逆に危険な団体との印象を与えます。

2000年にオウム真理教が烏山地域に集団居住して以来、住民協議会はオウム真理教の活動を規制するため、3回の署名活動を世田谷区民をはじめ多くの方のみなさまの協力で行ってきました。「観察処分」期間更新（3年が期限）については2003年、2006年に「団体規制法」存続（5年が期限）は2004年

にそれぞれ署名活動をおこないました。今回は「観察処分」期間更新、「団体規制法」存続の期限が近いこともあり両方一緒におこなうことになりました。「観察処分」「団体規制法」のどちらか一方が欠けても、オウム真理教は検査・監視されること無く布教活動や経済活動を自由におこない、その結果地域住民にとっては「安心・安全」を保つことはむずかしくなります。

4月12日に開催した住民協議会主催の「リサイクルバザー」会場を皮切りに署名活動を開始しました。9月中旬を期限にいたします。世田谷区民をはじめ、多くの方のみなさまのご協力をいただき、日本中に署名の風を吹かせてください。よろしくお願いいたします。

*「団体規制法」は正式には「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」と言い、オウム真理教の活動を明かにし、再発防止に必要な規制をすることを目的としています。「観察処分」はこの法律の第2章第5条にあります。要旨は「以前のような危険な活動を引き起こす教義を信奉したり、麻原を崇拝する行為をやめない場合は3年間に限りオウム真理教を検査し厳重に監視する」という内容です。

新樹苑・花の丘で募金活動

3月16日(日)八幡山「新樹苑餅つき大会」へ、募金活動に行ってきました。当日は春のやわらかな暖かい日差しの中、とても良い日よりになりました。「今日はお餅を130kgつきます」との元気な声に振り向くと、お餅のつき手は、近くに合宿所のある日本大学と明治大学のスポーツ部員の学生さん達でした。若い力と八幡山町会のみなさんの協力で大変な盛り上がりでした。

餅つきを毎年楽しみにしているという地域の方の中には「オウムとの闘い永い間ごくろうさま、頑張ってください、応援してます。」と言って募金をしてくださる人、「あんた達はオウムの信者をいじめているんじゃないのか、住民票も受理されているのに」と言う人もいました。この方には、「オウム真理教の信者の人格は認めているのですが、過去にサリンを使い大量殺人を犯した組織が、反省もせず活動している事に反対をしている」と説明し、納得してもらいました。

八幡山町会の会長が積極的に募金を呼びかけてくださり、お陰で私たちもとても元気づき大きな声で募金を訴える事ができました。その結果、大勢の方が募金に協力してくださいました。皆様ありがとうございました。

また、4月6日(日)は芦花公園花の丘で募金活動を行いました。

写真は「花の丘高遠コヒガンザクラ祭り」会場での募金活動



住民協議会活動報告

3月21日(金) リサイクルバザー提供品受付
3月26日(水) リサイクルバザー提供品受付
3月31日(月) 「協議会ニュース74号」初校正
4月2日(水) 事務局会議
4月3日(木) リサイクルバザー提供品受付

4月6日(日) 「花の丘高遠コヒガンザクラ祭り」
会場で募金活動
4月7日(月) 「協議会ニュース74号」再校正
4月11日(金) リサイクルバザー準備
4月12日(土) リサイクルバザー
4月15日(火) 「協議会ニュース74号」発行

協議会ホームページアドレス <http://www.kyogikai.jp>

この協議会ニュースは、皆様の募金により発行されています。